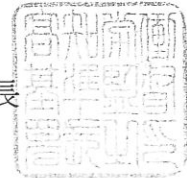


高知基署発 0708 第 1 号の 3

平成 28 年 7 月 8 日

高知労働基準監督署長



木造家屋建築工事における墜落災害の防止の徹底について(要請)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、平素から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

とりわけ、建設業における労働災害の防止に格別なご尽力とご支援をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

さて、今年の4月13日に屋根の上において瓦棧を固定する作業を行っていたところ軒先から足を踏み外し、3.3メートル下のコンクリートの地面に墜落する労働災害が発生したところです。

つきましては、当署管内の関連する事業場に対して別添のとおり、労働災害防止の徹底の要請を行ったところです。

貴職におかれましては、所属の関係事業場に対しまして、労働災害の防止の徹底につきまして特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

木造家屋建築工事における屋根からの墜落災害

1 発生日時 平成 28 年 4 月 13 日 (水) 13 時 05 分頃

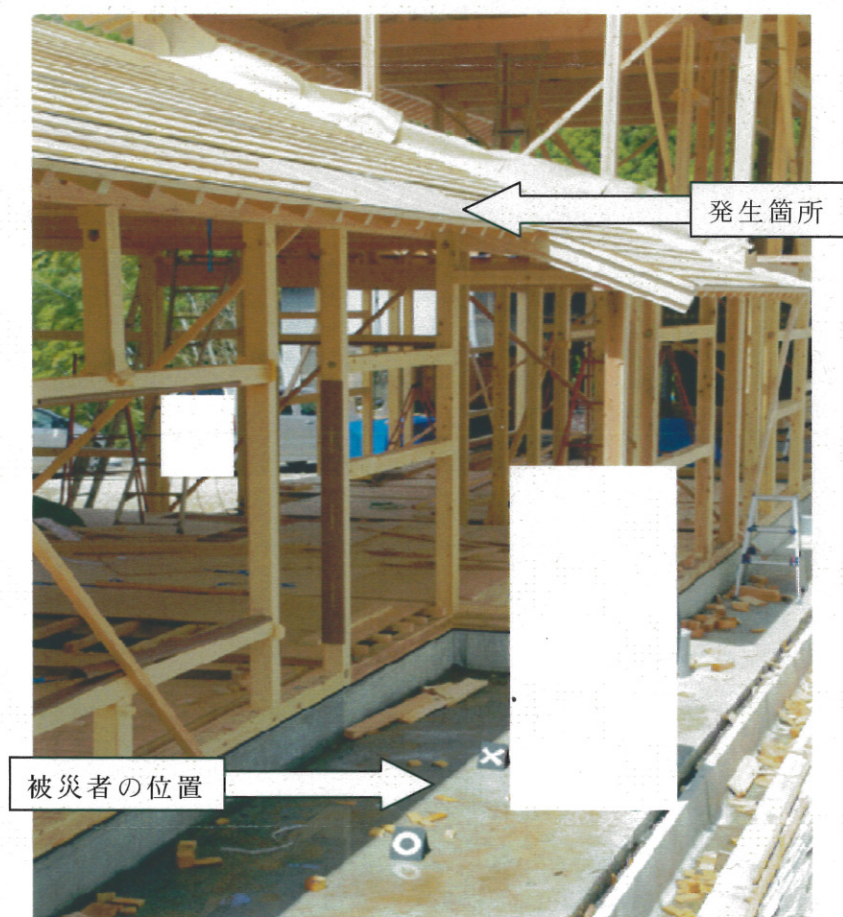
2 発生状況

被災者は、同僚 1 名とともに 1 階の屋根上 (こう配 24 度) において瓦棧を固定する作業を行っていたところ軒先から足を踏み外し、3.3メートル下のコンクリートの地面に墜落した。

3 被災状況

労働者 (66 歳 男性) 1 名 死亡

4 災害現場の写真



5 再発防止対策について

(1) 屋根上で労働者に作業を行わせる場合には、屋根端部からの墜落防止措置として、軒先に手すり及びび中さん※を設けること。

また、足場先行工法等による安全な足場を設置すること。

(2) 高所作業に従事させる労働者には、適切な保護具 (安全帯及び墜落時保護用の保護帽など) を着用させること。

(3) 高所作業に従事させる労働者に対して墜落・転落災害の危険を認識させ、作業方法や手順、安全帯使用方法等に係る安全教育を定期的 to 実施すること。

※ 屋根の形状及びこう配に合わせて、手すりの乗り越え又は隙間からのすり抜け防止を図ること